

広島県告示第八百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年八月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

庄原市総領町五箇字高丸三九二の三（次の図に示す部分に限る。）、三九六の八、字横谷九三〇の三・九三〇の五・九三三の一・九三三の二・九三三の五・九三三の七（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、九三〇の四、九三〇の六から九三〇の八まで、九三三の六、字宮本一一五二の四、一一六一の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産部農林整備局治山室及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）